

政治資金収支報告書の公表方法の変更について

- 県内の政治団体から提出された政治資金収支報告書の公表方法を変更し、以下のとおり、段階的にインターネット公表を実施することとします。

	現行の公表方法	変更後の公表方法
国会議員関係政治団体（※1） [約90団体]	要旨を県公報で公表	令和3年分収支報告書 （令和4年11月末公表予定） からインターネット公表（※2）
国会議員関係政治団体以外 [約1,700団体]	要旨を県公報で公表	令和5年分収支報告書 （令和6年11月末公表予定） からインターネット公表（※2）

- ※1 ①国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体、
②寄附金控除制度の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体、
③政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域または選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの

- ※2 県選管のHPに、PDF化した収支報告書をそのまま登載する公表方法（政治資金規正法第20条第4項）

- 今回の変更により、写しの交付請求が不要となるなど、県民の皆さまの利便性の向上が期待できるほか、政治資金の透明性が一層図られることとなります。